

就学援助制度について

小平市教育委員会

小平市では、経済的な理由で学校給食費や学用品費などの支払いにお困りの方に対して、援助を行っています。就学援助制度の内容は、以下のとおりです。

1 就学援助を受けることができる方（以下のすべてに該当する方）

- (1) 小平市内に在住し、国立または公立の小・中学校に在学している児童、生徒の保護者の方※
- (2) 世帯の所得が就学援助の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する方(所得基準額の例を参照)
※中学校夜間学級に在学している場合は、生徒本人による申請可

2 申請の手続き

申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類(必要な方のみ)とともに在籍する学校へ提出してください。
※国立または小平市外の公立小・中学校に在学している方は、学務課(市役所5階)へ提出してください。

3 申請書配布場所

市役所5階学務課 または 在籍する学校の事務室

- (1) 一人につき、一枚の申請書の提出が必要です。
- (2) 新入学の小学1年生には、入学式当日に、全員へ学校からお配りします。
- (3) 昨年度に引き続き申請される方は、3月下旬～4月上旬に学校を通して申請書をお渡しします。(国立または小平市外の公立学校に在学している方は 学務課から送付します。)
- (4) 生活保護を受けている方は、申請書及び添付書類の提出は必要ありません。学校から「委任状」をお渡ししますので記入のうえ、在籍する学校に提出してください。
- (5) 賃貸住宅に居住している方は、賃貸借契約書等の書類を添付してください。書類の添付がないときは、審査基準に住宅扶助額の加算ができませんので、ご了承ください。

4 提出期限

申請は随時受け付けています(提出した月から就学援助の開始になります。年度末は令和5年2月末までに申請してください。)。ただし4月分から受給を希望される場合は、4月14日(木)が提出期限になります。

5 所得基準額の例（令和3年分の所得） ※年齢は令和4年4月1日現在

家族の人数	家族の構成	持家の場合	借家の場合	家族の構成	持家の場合	借家の場合
2人	親(40歳) 子(10歳<小5>)	1,745,000円 程度	2,583,000円 程度			
3人	父(43歳) 母(40歳) 子(10歳<小5>)	2,338,000円 程度	3,175,000円 程度	親(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>)	2,495,000円 程度	3,333,000円 程度
4人	父(43歳) 母(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>)	3,043,000円 程度	3,881,000円 程度	親(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>) 子(7歳<小2>)	3,060,000円 程度	3,898,000円 程度
5人	父(43歳) 母(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>) 子(7歳<小2>)	3,587,000円 程度	4,424,000円 程度	父(43歳) 母(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>) 祖父(母)(68歳)	3,542,000円 程度	4,380,000円 程度

※基準額は家族構成や年齢によって変化しますので、この表はあくまでも「めやす」としてください。

※所得金額とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、その他の所得の場合は総収入額から必要経費を差し引いた金額をいいます。

※世帯全員(同じ住所に居住している方及び別居しているが生計を同じくする方)分の所得を合算します。

6 就学援助の認定期間

認定期間は、令和5年3月末までです。

ただし、7月1日付で令和3年分の所得で再審査を行います。4月に認定されても、再審査の結果、7月1日付で否認定となる場合がありますのでご了承ください。7月1日付の再審査の結果は、否認定となった方のみにお知らせします。

また、認定期間中であっても、家庭状況の変化、生活保護の廃止、児童扶養手当の廃止などによって就学援助の認定を取り消す場合があります。家庭状況に変化が生じた場合や、生活保護が廃止された場合で、就学援助を継続して受給されたい場合は、学務課までお問い合わせください。

7 援助の内容

援助費目	内 容
学用品費・通学用品費	定められた補助額を各学期に分けて支給します。
学校給食費	給食費の支払いを教育委員会が負担します。
校外活動費	遠足、移動教室などの費用を市で定めた補助額内で支給します。
修学旅行費	修学旅行費用の実費を市で定めた補助額内で支給します。
新入学児童生徒学用品費	4月認定の小・中1年生(入学前に支給を受けた方を除く)には7月に、また、令和4年度に国公立中学校に入学予定の小学校6年生には3月に、国で定められた補助額(定額)を支給します。
卒業記念アルバム・文集代	小学校・中学校卒業時のアルバム・文集代の実費を支給します。
体育実技用具費	体育で使用する柔道着など。定められた補助額内で支給します。
医療費	学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、教育委員会が自己負担分を負担します。
通学費	通学距離が長距離(小学生は片道4km以上、中学生は片道6km以上)で、公共の交通機関を利用して通学している場合の交通費を支給します。(特別支援学級に通学している場合は、距離を問いません)
オンライン学習通信費	定められた補助額を各学期に分けて支給します。(家庭にオンライン環境が無いなどの要件に該当する方のみ)

※生活保護を受けている方は、生活保護費で支給されない部分のみの援助となります。

8 医療費

医療費の援助を受けるためには、受診される前に医療券を申請していただく必要があります。

○今回はじめて就学援助の申請をされる方

認定結果通知が届いてから、学務課(市役所5階)へ医療券の申請をし、発行された医療券を医療機関に提出して受診してください。認定結果通知が届く前(4月～6月中旬)に受診される場合は、受診前に学務課へご相談ください。

○昨年度から引き続き就学援助の申請をされる方

医療機関に受診される前に学務課(市役所5階)へ医療券の申請をし、発行を受けてください。

○対象になる疾病

医療費の援助の対象になる疾病は、トラコーマ/結膜炎/白せん(はたけ・たむし)/かいせん/のうかしん(とびひ)/中耳炎/蓄膿症(慢性副鼻腔炎に限る)/アデノイド/う歯(虫歯の治療に限る。予防措置や衛生指導は対象外)/寄生虫病(虫卵保有を含む)のみです。

お問合せ・ご連絡

小平市教育委員会 学務課 学事保健担当

電話:042-346-9570(直通)